

## 千葉市脱炭素先行地域における店舗の脱炭素化等事業 プロポーザル実施要項

### 1 本要項の目的

本要項は、本事業を実施する事業者となる候補事業者（電力需要家及び発電事業者）をプロポーザル方式により募集・選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

本要項において、以下の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用する。

- (1) 本事業  
千葉市脱炭素先行地域の「グリーン・レジリエント・コミュニティ」における店舗の脱炭素化等事業に基づいて実施される、下記4に定める事業
- (2) 候補事業者  
本要項に基づく選考委員会により選定された提案者
- (3) 協定  
千葉市（以下「本市」という。）と候補事業者により締結する「(仮称) 千葉市脱炭素先行地域における店舗の脱炭素化等の実施について定める協定」
- (4) 実施事業者  
本市と協定を締結した候補事業者。すなわち、本事業を実施する事業者
- (5) 発電事業者  
下記4（2）イのオフサイト事業に係る発電事業者
- (6) 市未利用地  
本市が所有する下記4（3）イの未利用地
- (7) 交付金  
環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」
- (8) 再エネメニュー等  
小売電気事業者等の再エネメニュー又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）

### 3 公募の趣旨

千葉市（以下「本市」という。）は、国が進める「脱炭素先行地域」への選定を受け、千葉市脱炭素先行地域における「グリーン・レジリエント・コミュニティ」での取組みにより、同エリアの公共施設及び店舗の電力の脱炭素化並びに災害時における市内のレジリエンス強化を推進している。

「グリーン・レジリエント・コミュニティ」における店舗の脱炭素化等事業においては、

店舗における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の自家消費及び本市が所有する未利用地に整備する大規模な太陽光発電の電力を活用することにより、再エネの地産地消を推進することとしている。また、災害時においては、店舗を市民への支援拠点とする（例：食料供給・スマートフォン充電の実施等）ことにより、市内のレジリエンス強化を推進し、地域における防災力の向上に繋げていくことを目指している。

本件公募は、上記を踏まえ、本事業を実施する事業者を公募するものである。

#### 4 募集概要

##### （1）事業名称

千葉市脱炭素先行地域における店舗の脱炭素化等

##### （2）事業概要

本事業は、次のア～ウに定める事業により構成されるものとする。ただし、「イ オフサイト事業」「ウ レジリエンス強化事業」については必須とし、「ア オンサイト事業」については、可能な限り提案内容に含めるよう努めるものとする。

##### ア オンサイト事業

店舗において太陽光発電設備等（太陽光発電設備の付帯設備を含み、蓄電池を導入する場合は蓄電池設備を含む。以下同じ。）を導入し、再エネ電力の自家消費を行う。

##### イ オフサイト事業

市未利用地を活用した大規模太陽光発電所を構築し、再エネ電力を店舗へ供給する。また、必要に応じて、発電所内にピークシフトを目的とした蓄電池設備を設置する。

##### ウ レジリエンス強化事業

店舗において災害時における市民の支援拠点となる取組みを実施し、レジリエンス強化を推進する。なお、市民への支援拠点としての役割に照らし、本市内の複数の店舗を対象とした取組みであることが望ましい。

##### （3）実施場所

ア オンサイト事業及びレジリエンス強化事業の実施場所については、公募時の提案内容を踏まえた上で、実施事業者（電力需要家）と本市との協議により決定する。

イ オフサイト事業については、以下の市未利用地とする。

所在地：花見川区犢橋町 87-3 外（別紙1「事業敷地図」参照）。

面積：14,625 m<sup>2</sup>

<公法上の規制>

区域区分：市街化調整区域

建ぺい率：60%

容積率：200%

<埋蔵文化財調査の要否>

調査不要

<地役権について>

- ・敷地内的一部に、東京電力パワーグリッド株式会社による地役権が設定されている。当該範囲（別紙1「事業敷地図」参照）においても、太陽光発電設備等の設置は可能とするが、付近に設置されている鉄塔に関する工事等により、東京電力パワーグリッド株式会社から太陽光発電設備の一時撤去等について協議を求められた場合は、一時撤去が必要となる範囲、その費用負担及び発電量減少に関する補償等について、東京電力パワーグリッド株式会社と協議すること。
- ・太陽光発電設備等の設置に当たっては、電線との離隔距離（太陽光発電設備：4m、クレーン：7m）を遵守すること。必要に応じて、東京電力パワーグリッド株式会社と協議を行うこと。

<既存フェンスについて>

- ・敷地内的一部にフェンスが設置されている（別紙1「事業敷地図」参照）。当該フェンスの撤去の要否については、候補事業者（電力需要家又は発電事業者）の提案内容を踏まえ、本市との協議により決定する。

（4）事業期間等

- ア 事業期間は、実施事業者（電力需要家及び発電事業者）と本市との協議により決定した日から、太陽光発電設備の運転期間終了までとする。
- イ オンサイト事業及びオフサイト事業における太陽光発電設備の運転期間については、実施事業者（電力需要家及び発電事業者）と本市との協議により決定する。ただし、交付金を活用して導入する設備については、法定耐用年数以上の運転期間とする。  
例) 太陽光発電設備：17年以上 蓄電池：6年以上  
なお、オフサイト事業における市未利用地の貸付期間は30年以内とする。
- ウ 交付金を活用して導入する設備の導入完了時期については、原則、令和11年2月末までとする。

（5）候補事業者（電力需要家及び発電事業者）及び実施事業者（電力需要家及び発電事業者）の実施内容（詳細は「7 事業の実施方法」も参照のこと）

- ア 候補事業者（電力需要家及び発電事業者）は、本事業の実施に関し、協定を本市と締結する。
- イ 千葉市脱炭素先行地域推進コンソーシアムに入会する。
- ウ 実施事業者（電力需要家）は、店舗において、オンサイト事業に係る太陽光発電設備等の導入検討に必要な調査（例：構造調査等）を行う。
- エ 実施事業者（発電事業者）は、市未利用地においてオフサイト事業に係る測量・地盤調査、系統連系手続きを行う。
- オ 実施事業者（電力需要家及び発電事業者）は、オンサイト事業及びオフサイト事業における太陽光発電設備等を導入する。
- カ 実施事業者（電力需要家）は、オンサイト事業により発電した電力の自家消費を行う。

- キ 実施事業者（発電事業者）は、オフサイト事業により発電した電力を、系統を用いて原則として全量を市内店舗に供給する。供給の対象とする店舗については、ウの調査結果等を踏まえ、実施事業者（電力需要家及び発電事業者）と本市との協議により決定する。
- ク 実施事業者（電力需要家及び発電事業者）は、太陽光発電設備等の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- ケ 運転期間終了後、実施事業者（電力需要家及び発電事業者）は太陽光発電設備等を撤去する。ただし、オンサイト事業に係る設備等については、事前に本市と協議の上、運転期間を延長できるものとする。
- コ オンサイト事業及びオフサイト事業の対象店舗については、令和12年度までに再エネメニュー等の調達等により、電力消費に伴うCO<sub>2</sub>実質排出ゼロを実現すること。

#### （6）交付金における交付額の上限

交付金を活用する場合、交付金における各事業の交付額の上限は、原則として下表のとおりとする。交付要件及び交付対象経費等については、交付金の支出の根拠となる、環境省の、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日 環政計発第2203301号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和4年3月30日 環政計発第2203303号）の規定に従うこと。

表 交付金における各事業の交付額の上限

事業内容	交付額の上限
<b>オンサイト事業</b>	
太陽光発電設備の設置	49,493,000円
蓄電池設備の設置	226,853,000円
エネルギー・マネジメントシステムの導入	133,333,000円
<b>オフサイト事業</b>	
太陽光発電設備の設置	220,000,000円
蓄電池設備の設置	213,333,000円

#### 5 応募の申込者について

- (1) 本プロポーザルへの応募の申込みは、本事業における電力需要家及び発電事業者の共同により行うものとする。
- (2) あらかじめ1つの法人を代表者として定め、その代表者が申込み及び事業に必要な諸手続きを行うものとする。
- (3) 1法人は、重複して2件以上の共同の申込みはできないものとする。

#### 6 参加資格要件

上記5に基づき、本プロポーザルへの応募の申込みを行う電力需要家及び発電事業者

(以下「申込者」とする。)は、千葉市脱炭素先行地域計画提案書及び本要項に定める内容を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現する意思があり、次に掲げる資格を有する者とする。また、申込者のいずれもが(1)に定める応募資格を有することとし、申込者のうち発電事業者は(2)に定める応募資格についても有するものとする。

(1) 以下のアからケまでのいずれにも該当しないこと

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- ク 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ケ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(2) 本事業に類似した電力供給（オフサイトPPAにおける電力供給）実績（令和2年度～令和6年度）を有する者であること。

千葉市脱炭素先行地域計画提案書

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/2nd-teiansyo-08.pdf>

## 7 事業の実施方法

### (1) 協定の締結

候補事業者（電力需要家及び発電事業者）と本市とは、提案内容等を基に協議し、合意に達した場合に、当該合意の内容に基づき、協定を締結する。

### (2) 千葉市脱炭素先行地域推進コンソーシアムへの入会

実施事業者（電力需要家又は発電事業者）は、以下の目的に賛同し、千葉市脱炭素先行地域推進コンソーシアムに入会するものとする。

#### 【千葉市脱炭素先行地域推進コンソーシアムの目的】

多様な主体の積極的な参画や連携を促し、千葉市における再生可能エネルギーの導入や地産地消、市民や事業者などの行動変容の促進等に取り組むことによって脱炭素先行地域づくり事業を推進し、もって市域における環境と経済の好循環及び環境とレ

ジリエンスの同時実現を図ること。

### (3) オンサイト事業

#### ア 設置工事前の検討・手続き

##### (ア) 調査・設備検討

実施事業者（電力需要家）は、太陽光発電設備等の導入検討に必要な調査（例：構造調査等）を実施した上で、対象店舗の構造や電力需要量等に応じて適切な容量及び設置方法を検討する。

##### (イ) 関係法令手続き

事業にあたって各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、実施事業者（電力需要家）が所管官庁にて必要な手続きを行う。

#### イ 設備の設置条件

(ア) 事業実施にあたっては、電気事業法、建築基準法、再エネ特措法、消防法等の関係法令を遵守するものとする。なお、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、事業者が行うこと。

(イ) 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令39条及びJIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

(ウ) 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。また、太陽光発電設備の設計・施工に当たっては、経済産業省で定めている発電用太陽電池発電設備に関する技術基準を定める省令、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が策定したガイドラインを参考とすること。

(エ) 蓄電池設備は以下を満たすものとすること。

- ・JIS規格をはじめ公的機関、民間機関を問わず短絡や過熱に対する安全性が証明されたものであること。
- ・平常時は災害時に備えて必要な残量を保つこと。

(オ) 日影、反射光、輻射熱及び騒音等による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

(カ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、設備の廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

#### ウ 発電した電力の自家消費

実施事業者（電力需要家）は、オンサイト事業により発電した電力について、原則として設備を設置した敷地内の店舗において全量を消費し、消費した電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。

## エ 再エネメニュー等の調達等

- (ア) 対象店舗において、オンライン事業による自家消費量及びオフサイト事業による再エネ電力供給量の合計が電力需要量に満たない場合は、その差に相当する電力量について、令和12年度までに再エネメニュー等の調達等により、電力消費に伴うCO<sub>2</sub>実質排出ゼロを実現する。
- (イ) 実施事業者（電力需要家）は、事業期間中、年1回、以下の各項目について、月単位の実績を本市にデータで提出すること。なお、上記データは協議のうえ、公表する場合がある。
- ・オンライン事業による自家消費量
  - ・再エネメニュー等の調達量
  - ・その他の電力の調達量

### (4) オフサイト事業

#### ア 設置工事前の調査・手続き

- (ア) 測量・地盤調査等
- 本市は、実施事業者（発電事業者）が事業場所の状況を十分に把握するために、本市が保有する、現地の測量等に関する資料を実施事業者（発電事業者）に貸与する。実施事業者（発電事業者）は、本市から貸与を受けた資料を確認した上で、必要に応じて、現地の測量、地盤調査等の必要な調査を実施する。なお、測量・地盤調査等の結果に基づく検討により、オフサイト事業の実施を不可と判断した場合は、それまでに要した費用については交付金の交付対象とならないことに留意すること。

(イ) 設備検討

実施事業者（発電事業者）は、調査の結果等を考慮して適切な容量及び設置方法を検討する。

(ウ) 関係法令手続き

事業にあたって各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、実施事業者（発電事業者）が所管官庁にて必要な手続きを行う。

(エ) 系統連系手続き

実施事業者（発電事業者）は、以下のとおり系統連系に必要な手続きを行う。

- a 系統連系の電圧は6, 600Vとすること。
  - b 設備は、送配電事業者の系統連系規定や条件を満たすこと。
  - c 系統連系に係る送配電事業者に支払う工事費負担金は事業者が負担すること。
- なお、工事費負担金の概算額等により、オフサイト事業の実施を不可と判断した場合は、それまでに要した費用については交付金の交付対象とならないことに留意すること。

(オ) 土地の賃貸借契約

実施事業者（発電事業者）は、「11 市未利用地に係る行政財産目的外使用許可及

び土地賃貸借契約」のとおり、市との土地賃貸借契約締結後に、設備の設置工事に着手するものとする。

#### イ 設備の設置条件

- (ア) 事業実施にあたっては、電気事業法、建築基準法、再エネ特措法、消防法等の関係法令を遵守するものとする。なお、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、実施事業者（発電事業者）が行うこと。
- (イ) 太陽光発電設備の据付けは、JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- (ウ) 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。また、太陽光発電設備の設計・施工に当たっては、経済産業省で定めている発電用太陽電池発電設備に関する技術基準を定める省令、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が策定したガイドラインを参考とすること。
- (エ) 蓄電池設備は以下を満たすこと。
  - ・JIS規格をはじめ公的機関、民間機関を問わず短絡や過熱に対する安全性が証明されたものであること。
- (オ) 日影、反射光、輻射熱及び騒音等による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
- (カ) 交付金を活用する場合は、発電所の外側の見えやすい場所に標識（発電事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- (キ) 発電設備を囲う柵塀等を設置すること。
- (ク) 施工にあたっては、雨水の排水や地下浸透量を大きく変更することなどにより、土地の安定性または下流への雨水等の流出量に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、適切な排水対策を行うこと。
- (ケ) 降雨時に事業場所区域外へ濁水や表土が流出することのないよう、事業者が必要な措置を行うこと。
- (コ) 施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- (サ) 本市の既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じないようにすること。
- (シ) 工事中の安全対策の実施、市未利用地の管理者及び近隣住民との調整等は実施事業者（発電事業者）において十分に行うこと。
- (ス) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設および施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (セ) 協定において定めた実施内容が達成できることによる損失は、原則として、実施

事業者（発電事業者）のみが負担しなければならない。

(ソ) 実施事業者（発電事業者）は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入すること。また、その他の具体的な対応方策を講ずること。

本市及び第三者に損害を与えた場合は、実施事業者（発電事業者）が補償責任を負う。なお、実施事業者（発電事業者）が責任を負うべき事項で、本市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

(タ) 本市が保有する資料について、実施事業者（発電事業者）から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、本市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。

(チ) 実施事業者（電力需要家及び発電事業者）は、業務上知り得た内容、情報等を、本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(ツ) その他、本要項に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、本市と実施事業者（電力需要家及び発電事業者）とで協議して決定するものとする。

(テ) 本市側の管理に伴い、市未利用地の造成等の必要が生じた場合は、本市と実施事業者（発電事業者）とで別途協議を行うものとする。

#### ウ 設備設置工事

(ア) 実施事業者（発電事業者）は、事業場所への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（P D F 形式データ）、工程表等を本市に提出し、確認を受けること。

(イ) 施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

(ウ) 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壤汚染対策法等の各種関係法令を遵守すること。

(エ) 市未利用地の管理者や近隣住民等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の連絡先説明等）を行うこと。説明する内容等については本市と協議のうえで決定すること。

(オ) 工事中の騒音、振動及び汚水等により周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないものとすること。

(カ) 工事中の安全対策の実施、市未利用地の管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

(キ) 近隣住民及び市未利用地の管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

- (ク) 工事用水、工事用電源等は事業者において確保すること。
- (ケ) 工事完成時には、現場で本市の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、本市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データにより提出すること。
- (コ) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (サ) 「電気設備に関する技術基準を定める省令」に準拠した施工をすること。
- (シ) 設備の廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (ス) 用地の沈下、風・塩害、鳥類等（その他の生物等を含む。）による害、天災等による影響等に起因するオフサイト事業への損害に対して、本市は一切の責任を負わないものとする。実施事業者（発電事業者）は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

## エ 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告

実施事業者（発電事業者）は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切に対応を行うものとする。条件は以下のとおりとする。

- (ア) 事業計画
  - a 事業者は電力供給に先立って、計画概要を本市に提出し、確認を受けること。
  - b 計画概要を変更する場合は、あらかじめ変更した計画概要を本市に提出し了解を得ること。
- (イ) 電力供給
  - a オフサイト事業により発電した電力は、運転期間中、系統を用いて原則として全量を市内店舗に限定し供給すること。ただし、当該店舗については、令和12年度までに再エネメニュー等の調達等により、電力消費に伴うCO<sub>2</sub>実質排出ゼロを実現すること。
  - b オフサイト事業によって得られる環境価値のうち、電力需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること（フィジカルPPAにより実施すること）。
  - c 電力需要家への電力供給を担う小売電気事業者及び電力の供給先となる電力需要家を含む事業スキームを構築すること。
- (ウ) 維持管理
  - a 実施事業者（発電事業者）は事業期間中、事業場所の草木等の伐採、剪定を含めた設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。また、その保守管理計画を本市

に提出すること。

- b 毎年1回以上設備の点検を行い、故障、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- c 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、実施事業者（発電事業者）は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。
- d 地震、台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

(エ) 報告

- a 事業期間中、年1回、月単位の発電電力量、そのうち本市の脱炭素先行地域内及び域外の電力需要家への販売電力量を本市にデータで提出すること。また、必要に応じてより詳細な発電量のデータを本市に提供すること。なお、上記データは協議のうえ、公表する場合がある。
- b 事故や維持管理上の障害等が発生した場合、速やかに本市に報告すること。その内容は協議のうえ、公表する場合がある。
- c その他、本市が必要とする情報について本市からの照会に応じること。

(5) レジリエンス強化事業

実施事業者（電力需要家）は、実施場所となる店舗において、災害時における住民支援（例：食料供給・スマートフォン充電の実施等）を行う。支援内容の詳細については、公募における提案内容を踏まえ、本市との協議により決定する。

(6) 地域貢献に資する取組み

実施事業者（電力需要家又は発電事業者）は、地域貢献に資する取組み（例：防犯カメラの設置など。）を実施するよう努めるものとする。なお、実施内容の詳細については、公募における提案内容を踏まえ、本市との協議により決定する。

(7) その他の脱炭素等に資する取組み

実施事業者（電力需要家又は発電事業者）は、本事業のスキームを踏まえつつ、上記（1）～（6）に加え、脱炭素等に資するその他の取組みを提案するよう努めるものとする。なお、実施内容の詳細については、公募における提案内容を踏まえ、本市との協議により決定する。

(8) その他

実施事業者（電力需要家及び発電事業者）は、本事業の実施にあたって、交付金を含む国の補助金等を活用する場合は、当該補助金等の規定を順守すること。

## 8 応募の手続き

(1) スケジュール

公募開始から事業開始までのスケジュールは、次の表のとおり予定している。

表 公募から事業開始までのスケジュール

日程	内容
令和8年2月10日（火）	公募開始
令和8年2月24日（火）	参加申込書受付期限
令和8年2月25日（水） ～2月27日（金）	現地見学（希望者のみ） ※見学日時については個別調整とする
令和8年3月3日（火）	質問書提出期限
令和8年3月9日（月）	質問書に対する回答期限
令和8年3月16日（月）	提案書提出期限
令和8年3月23日（月）又は 3月24日（火）	審査・選定
令和8年4月以降	詳細協議、協定の締結、事業開始

## （2）参加申込み

本募集に参加の意向のある者は、以下の書類を提出すること。

- ・参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・類似業務の履行実績に関する資料（PPA事業の実施に関する契約書の写し等）
- ・財務諸表 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書（直近で確定申告を終えた営業年度に関するもの）

※千葉市入札参加資格者名簿への登録がない場合、以下の書類を添付

（名簿登録済みの場合は添付不要。共同企業体の場合は名簿登録がない構成員すべてについて提出すること）

- ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ※申込日前3か月以内に発行された原本を提出すること
- ・納税証明書（国税・県税・市税）
- ※直近2年分の原本を提出すること
- ・営業沿革書（事業開始から現在に至るまでの営業年数を確認するための書類）

### ア 受付期間

令和8年2月10日（火）午後3時から2月24日（火）午後5時まで（必着）

### イ 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留）

- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
- ・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午又は午後1時から午後

5時までの間に、環境局環境保全部脱炭素推進課において、担当に手渡しすること。

ウ 提出部数

1部

(3) 参加資格審査結果の通知

本市は、(2)により提出を受けた書類に基づき参加資格の審査を行い、2月27日(金)までに企画提案選考会への参加可否を電子メールにより通知する。

(4) 現地見学の実施

現地の見学を希望する者を対象に、以下の現地見学会を実施する。

※参加を希望する場合は、(2)により提出する参加申込書の該当欄に、その旨を記載すること。

ア 現地見学日時

令和8年2月25日(水)から2月27日(金)まで

※参加申込書に記載された希望日時を参考として、上記期間内で個別調整とする。

イ 現地見学にかかる注意事項等

(ア) 1者あたりの見学時間は45分以内とする。

(イ) 自動車で来場する場合は、事前に台数を担当まで連絡すること。

(ウ) 見学の結果、質問がある場合は、(5)の方法で質問すること。

(エ) 見学会への参加の有無は、審査には影響しない。

(5) 質問の受付及び回答

説明会を実施しないため、本実施要項の内容に不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和8年2月10日(水)午後3時から3月3日(火)午後5時まで(必着)

イ 質問方法

「質問書」(様式3)により電子メールで提出すること。

【提出先メールアドレス】ccn-repr@city.chiba.lg.jp

ウ 回答方法

3月9日(月)までに市ホームページで公表する。

※事業者選定の公平性を保つことができない質問の場合には、回答しないことがある。

(6) 企画提案の受付

ア 受付期間

令和8年3月2日(月)午前9時から3月16日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(一般書留、簡易書留)

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

- ・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、環境局環境保全部脱炭素推進課において、担当に手渡しすること。

#### ウ 必要書類

提案書（様式4）5部（正本1部、副本4部）及び電子データ（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

※提出された書類一式は返却しない。また、副本4部については、提案書の内容から法人名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

提案書の作成にあたっては、様式4に次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変えるとともに、ページ番号を記載すること。

なお、様式4に加え、任意様式による補足資料の提出も可とするが、様式4及び補足資料をあわせて15ページ以内とともに、表や図を使用して視覚的にわかりやすいものとすること。

（1）事業スキーム図

（2）本事業の対象店舗及びオンライン事業における導入設備仕様（想定している太陽光発電設備容量及び蓄電池設備容量）等

（3）オフサイト事業における導入設備仕様（想定している太陽光発電設備容量、パワーコンディショナー容量及び蓄電池設備容量）及び想定発電量

（4）設備設置仕様（設置位置、設置工法等）

（5）レジリエンス強化事業で実施する取組

（6）地域貢献に資する取組

（7）その他の脱炭素等に資する取組み

（8）事業実施体制図

（9）資金調達計画及び収支計画

※想定PPA単価、総発電量、総収入及び総事業費の想定を記載すること

（10）運用計画（毎年の点検計画、設備の更新計画、非常時の対応方法等）

（11）実施スケジュール

（12）オンラインPPA、オフサイトPPAの履行実績（電力需要家、発電事業者を問わない。）

## 9 候補事業者の選考

### （1）選定趣旨

提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、候補事業者（電力需要家及び発電事業者）として選定する。

### （2）選定方法

選考は、選考委員会が、提案書及びプレゼンテーションにより、下記（4）の審査基準に基づいて、以下のとおり選定する。

- ア 提案書の記載内容より、別表の審査基準に基づいて採点し、得点が最も多かった者を候補事業者（電力需要家及び発電事業者）として決定する。ただし、審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、選定対象外とする。
- イ 最多得点が同点であった場合は、くじ引きで決定する。
- ウ 審査結果は、別途文書で通知する。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

#### (3) 選考会の実施

##### ア 実施日・実施場所

令和8年3月23日（月）又は3月24日（火）に千葉市役所内会議室で開催する。  
時間・集合場所については、後日、電子メールで通知する。

##### イ 実施方法

- (ア) 対面により、1社あたりプレゼンテーション30分、質疑応答20分以内で行う。
- (イ) 出席者は業務実施責任者（必須）を含め4名まで（共同申請者含む。）とする。
- (ウ) プrezentationは事前提出済みの提案書で行う。
- (エ) プロジェクター等の使用は不可とする。（当日の審査員用書類持参は不要）

#### (4) 審査基準

提案書及びプレゼンテーションの審査基準は「別紙2 審査基準」のとおりとする。

#### (5) 結果通知

選考の結果は、参加者全員に対して令和8年3月27日（金）までに個別に通知する。

### 10 失格事項

申込者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 「6 参加資格要件」を満たさない場合
- (2) 参加申込を行わずに提案書を提出した場合
- (3) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 本要項を順守しない場合
- (7) その他、業務を遂行するにあたり、著しい問題があると本市が判断した場合

### 11 市未利用地に係る行政財産目的外使用許可及び土地賃貸借契約

- (1) 候補事業者（電力需要家及び発電事業者）の決定後は、詳細な事業内容、行政財産使用許可条件及び土地賃貸借契約条件等について、候補事業者（電力需要家及び発電事業者）と本市とで協議するものとする。

- (2) 使用を許可する範囲又は貸し付ける範囲については、4(3)の事業実施場所のうち、オフサイト事業の実施に必要な範囲とする。
- (3) 実施事業者（電力需要家又は発電事業者）は、7(3)ア(ア)に定める測量・地盤調査等を実施する場合は、千葉市公有財産規則に基づき、行政財産使用許可申請書を提出し、本市は、千葉市公有財産規則及び協定の内容を遵守することを条件に許可するものとする。
- (4) 行政財産目的外使用に係る使用料の算定は、千葉市行政財産使用料条例第2条に基づき算出する。なお、現況に基づき、近隣の単価等から算出した参考額は以下のとおりである。
- ・約3,000円／月額
- ※上記金額はあくまで参考額であり、実際の使用料は、使用許可の時点における前年度の固定資産税評価額により算出する。
- (5) 実施事業者（電力需要家又は発電事業者）は、7(3)ア(ア)の測量・地盤調査等の結果を踏まえ、太陽光発電設備等の設置及び電力供給の実施が可能と判断した後、随意契約により本市と土地賃貸借契約を締結するものとする。貸付期間は、協定で定める期間とし、最長で30年とする。
- ただし、太陽光発電設備等の設置及び電力供給の実施が不可と判断した場合については、土地賃貸借契約を締結せず、オフサイト事業の実施を中止するものとする。この場合において、オンサイト事業及びレジリエンス強化事業の実施可否については、本市との間で改めて協議を行うものとする。
- (6)(5)の土地賃貸借契約における貸付料は3年ごとに見直すものとし、千葉市公有財産規則第24条に基づき算出するものとする。なお、近隣の単価等から算出した参考額は以下のとおりである。
- ・太陽光発電設備の設置以前の期間： 約35,000円／年額
  - ・太陽光発電設備の設置以降の期間：約1,000,000円／年額
- ※上記金額はあくまで参考額であり、実際の貸付料は、土地賃貸借契約時点における前年度の固定資産税評価額により算出する。
- (7) 実施事業者（電力需要家又は発電事業者）の都合により貸付期間の途中で事業を中止した場合又は貸付期間が終了した場合は、実施事業者（電力需要家又は発電事業者）の費用負担により、発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、事業場所の原状回復を行うものとする。

## 12 その他

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提出期限後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

- (4) 本提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 採用となった提案は市と実施事業者（電力需要家及び発電事業者）との協議により内容の一部を調整する場合がある。
- (6) 実施事業者（電力需要家及び発電事業者）の実施する事業内容が協定の内容に反すると認められた場合は、原則として、発電設備及びその他付帯設備を実施事業者（電力需要家及び発電事業者）の負担と責任において、速やかに撤去し原状への復旧を行うものとする。
- (7) 本事業の実施については、候補事業者（電力需要家及び発電事業者）の選定後から本事業の着手までの期間において、提案内容等に関する環境省の了承が得られないときは、本事業の全部又は一部の実施を中止することがあり得る。当該中止により候補事業者（電力需要家又は発電事業者）に生じた損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

### 13 リスクと責任分担

事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、「別紙3 予想されるリスクと責任分担」のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

### 14 問い合わせ先

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課（担当：町田、佐多）

所 在 地：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7階

電話 番 号：043-245-5504

電子メール：ccn-repr@city.chiba.lg.jp